

学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

2 いじめ問題の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。ただし、行為の起こった時の「いじめを受けた生徒本人や周辺状況等を客観的に確認すること」も忘れてはならない。

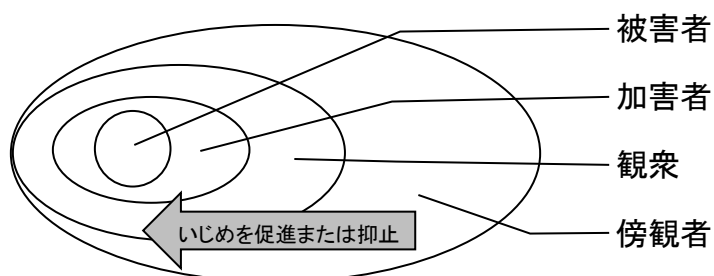
(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ア 冷やかしかからかい 悪口や脅し文句 嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ 集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり 遊ぶふりをして叩かれたり 蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり 叩かれたり 蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり 盗まれたり 壊されたり 捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと 危険なことをされたり させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で 誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめの4層構造

いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。



被害者：加害者にいじめられる人

加害者：最初に「誰かをいじめたい」という欲望を持っている人

※被害者になる人を決めたり、周囲の人とコミュニケーションをとって加害者に引き入れて、いじめを始める

観 衆：加害者がいじめる姿をはやし立てたり、面白がって見ている人たち

傍観者：見て見ぬふりをする人たち

【参考１】中学校におけるいじめの特徴

- 多くの生徒は、小学校の時に直接的または間接的にいじめを見聞きしたり体験したりしている。
- 生徒の精神的な発達段階における大きな差に起因するトラブルから、いじめに発展する場合が多い。
- 小学校では、いじめられていた側の生徒（被害者）が、中学入学という環境の変化により、急に大人びて変化し、自分より弱い者を見つけていじめる側の生徒（加害者）になる場合がある。
- 幼稚園や小学校の時から、こじれた人間関係を解決しないままにいて、その思いを持ち続けている生徒も多い。また、そこには、保護者もかかわっていることがある。このような状態のまま中学に入学してきた場合、小学校のときからいじめられていた生徒に継続していじめられたり、そのいじめを知った他の小学校出身の生徒によってもいじめられる場合がある。
- いじめが起こった場合、多くの生徒は自分の立場を考えて、被害者を守る側に立つより加害者側に立ち、自らの身を守るためにいじめにかかわることが多い。
- いじめの現場を見ていても、傍観者として無関心・無関係をよそおう生徒もいる。
- 望ましい人間関係を構築できない生徒が増えている。
- 自分とは考え方の違う人間に対して、その人の存在そのものを否定してしまう生徒が増えている。

【参考２】高等学校におけるいじめの特徴

- 高校生のほとんどは、小・中学校在学中に、直接的または間接的にいじめの事象を見聞きしたり、実際に自分が体験したりしている。
- 同じ中学校から高校に入学し、その後、小・中学校在学中にいじめられていた生徒が、引き続き同じ相手からいじめの被害にあったり、いじめられていたことを高校入学後に知った別の生徒から新たにいじめられたりする場合がある。
- 小・中学校在学中にいじめられる側であった生徒（被害者）が、高校入学を契機に自分自身を守るという動機で、いじめる側の生徒（加害者）になってしまう場合もある。
- いじめ事象が発生しているとき、第三者の生徒の多くは自分を守るため、被害生徒を擁護せず、加害生徒の取り巻きとなり、いじめを黙認している。
- 最近では、他の生徒との望ましい人間関係を構築できない生徒が増加してきている。
- 人の好き嫌いや力の強弱は誰にでもあるが、現在の高校生は、その感情や力を抑えきれずにすぐにいじめ等の行動に及んでしまうことが多い。相手が嫌い、相手が自分より弱いと思う生徒に対して、その生徒の仕草や言動への不満だけでいじめに発展する場合もある。

（参考１・２「事例から学ぶいじめ対応集」奈良県教育委員会より）

3 いじめの未然防止

「いじめ」はどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 学級経営における取組

ア HR担任として、多角的に生徒を把握する。

イ HRや清掃などを共にしながら、学級の雰囲気や人間関係を把握する。

ウ 生徒の欠席状況を把握（連続性、家庭との理由の連絡・連携）する。

エ 挨拶を励行し、明るい雰囲気をつくる。

オ 教室内の美化と整理整頓（掲示物、机、ロッカー、書庫、清掃用具入れなど）を常とする。

カ 昇降口の確認（下駄箱の扉の破損や靴のいたずら）など、小さなことを見逃さない。

(2) 授業における取組

ア 生徒自身が「自己決定」でき、「自己存在」を感じる授業をつくる。

イ 生徒が落ち着いて授業に取り組めるように心がける。

(3) 生徒会活動における取組

生徒会活動を通じて生徒が自分たちの問題として、いじめの予防と解決に取り組むことができるよう指導する。

(4) 保護者との連携における取組

積極的に保護者との信頼関係をつくり、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補い合いながらいじめの予防に取り組む。

4 いじめの早期発見

「いじめ」は大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(1) 教員全体へ、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。

- (2) 複数の教員の目で観察し、早期発見に努める。
- (3) 生徒の心理的な変化をとらえ、迅速に対応する。
 - ア 生徒の髪型の変化や化粧、服装や言葉遣いの乱れ
 - イ 欠席・遅刻・早退回数の増加、保健室・教育相談の利用回数の増加
 - ウ 授業への集中力の低下、成績不振、提出物の不完全や未提出
 - エ 登下校時の様子、休み時間や昼食時間の様子の変化
 - オ 部活動や学校行事への参加状況に変化
- ⇒ HR等で「いじめ早期発見の手だてーチェックポイントー」の活用
- (4) 全生徒を対象とし、学期に1回のアンケート調査を実施する。

5 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

構成員：教頭（中・高）、（主幹教諭）、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、中学主任、養護教諭（中・高）、必要に応じてスクールカウンセラー、顧問弁護士を加えることができる

(2) いじめへの対応

- ア 教職員は、いじめに関するわずかな兆候や懸念、生徒からの訴えを一人で抱え込まず、すべて教頭、学年主任、生徒指導主事に報告・相談する。
- イ 状況に応じ、担任、顧問、その他の教員、いじめ防止対策委員会のメンバー等が対応する。
- ウ いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- エ 当該生徒、保護者、まわりの生徒等から事情を聞き、いじめ防止対策委員会に報告する。
- オ 被害生徒がどのような解決方法を望んでいるか確認する。
- カ 具体的な対応をいじめ防止対策委員会で協議する。
- キ いじめたとされる生徒に対して、事情を確認した上で適切に指導する。
- ク その行為がなぜ許されないのかを保護者も含めて十分理解させる。
- ケ 該当生徒、及び保護者に経過の説明を行う。

(3) いじめの解消

- ア 問題が一見解決したかのように見えても、表面的におさまっているだけということもある。二次的ないじめの発生や陰湿化させないためにも、事後の十分な経過観察と被害生徒への定期的な声掛けやカウンセリングが必要である。
- イ 事象の内容にもよるが、被害生徒と加害生徒が、楽しい学校生活を送れるよう、望ましい人間関係を構築できる指導を継続する。

6 ネットいじめへの対応

ネットいじめは、他のいじめに比べて大人の目に留まりにくいという特徴がある。し

かも、ネット上に文字や画像等が残り、生徒が心に受けるダメージも消えず、気付いた時には事態が深刻化している場合もある。

また、ネットでの書き込みが炎上し、瞬く間にネット上でまとめられ、個人情報さらされ、結果として学校にも問い合わせが入ったりするなどの影響が及ぶこともある。ひとたびそのような状態になると、収束させるのは容易ではなく、ネットいじめやネットトラブルについては、何よりも日頃からの未然防止の取組が重要である。

さらに、犯罪性が考えられたり、学校だけでは対応が困難だったりする場合には、早い段階で警察等関係機関への相談を検討する。

- (1) 学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で生徒を指導する。
- (2) 匿名性と個人情報の加工が容易であることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすいことを啓蒙する。
- (3) 人権侵害、犯罪など、事案により専門機関と連携し、警察等関係機関への相談や必要な対応措置をとる。

7 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版・文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態と判断する基準

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると学校が認めるとき。

【例】・生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

ウ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
※その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 対処の流れ

ア 学校は埼玉県知事へ、事態発生について報告する。

※報告 … 学校 → 法人 → 県知事（学事課）

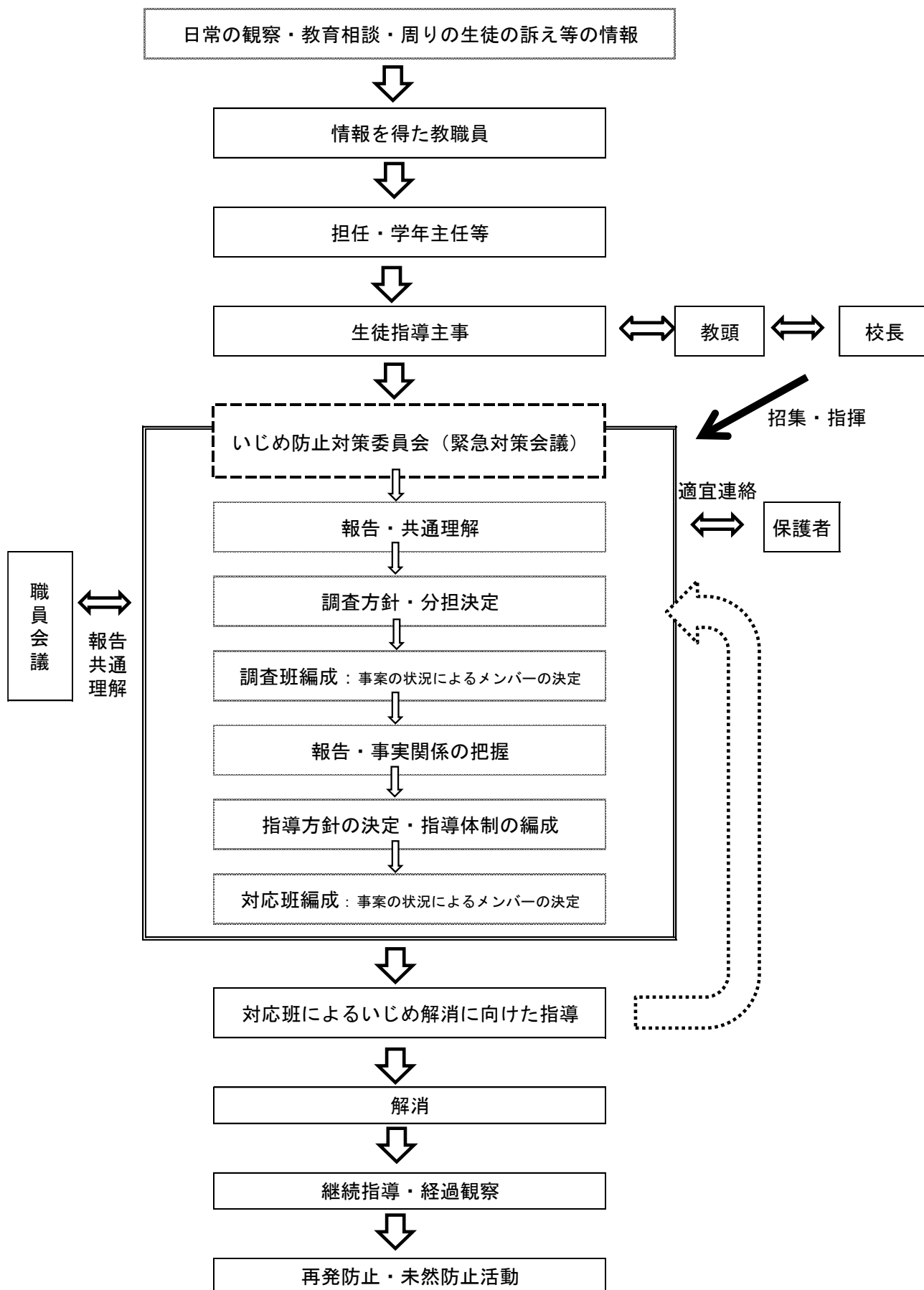
イ 「いじめ防止対策委員会」は、当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）

ウ 「いじめ防止対策委員会」は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

エ 調査結果は、埼玉県知事へ報告する。その際、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

オ 埼玉県知事は、必要があると認めるときは、知事が設置した附属機関等により調査結果についての調査を行う。

※早期解決のための取組



【参考】いじめ早期発見の手だて ―チェックポイント―

学校生活において

①登下校時において

ア	身体の不調を訴えるようになる	
イ	登校を渋るようになる	
ウ	通学する友達関係が急に変化する	
エ	突然一人で登下校するようになる	
オ	自転車や持ち物が傷んでくる	
カ	帰宅時間が遅くなってくる	
キ	衣服が汚れている	
ク	他の子の荷物をもっている	
ケ	その他	

②授業中（SHRを含む）において

ア	活気がなくなり、表情がさなくなる	
イ	急に考え込んだりする表情を見せる	
ウ	おどおどした態度が目立ち始める	
エ	積極性がなくなり、動作が緩慢になる	
オ	おどけるような態度をとり始める	
カ	虚勢を張った態度を見せる	
キ	投げやりな態度を見せるようになる	
ク	聞き直しや言い直しが目立ってくる	
ケ	学級の雰囲気为重苦しくなる	
コ	視線をそらすようになる	
サ	冷やかしの言葉や嘲笑、奇声は生じる	
シ	独り言を言うようになる	
ス	的外れの質問をすることがある	
セ	学級委員などに押し付けられるように選出される	
ソ	言葉遣いが荒っぽくなったり、丁寧になったりする	
タ	忘れ物が多くなる	
チ	授業に遅れてきたり、抜け出したりするようになる	
ツ	行事などで本人が不本意な役割や種目に選出される	
テ	その他	

③休憩時間において

ア	一人で過ごすことが多くなる	
イ	休み時間になるとすぐに教室からでていく	
ウ	泣いていることがある	
エ	始業のチャイム直前にトイレに行く	
オ	職員室によく来るようになる	
カ	他学級の生徒のところへ行くようになる	
キ	教科書をよく貸すようになる	
ク	数人の一番後で虚勢を張って廊下等を歩く	
ケ	あだ名で呼び捨てられるようになる	
コ	目に付きにくいところでこうどうするようになる	
サ	教室移動の際、一番最後に行ったり、他の生徒の教科書を持たされたりする	
シ	他の学級担任の先生や養護の先生へのかかわりを求めにくる	
ス	その他	

④昼食時において

ア	食べ物にいたずらされる	
イ	好きなものを他の生徒に譲る	
ウ	一人で昼食をとるようになる	
エ	食事の量が減ったり、取らなかったする	
オ	弁当を持って来なくなる	
カ	自教室で昼食を取らなくなる	
キ	教室にいないときがある	
ク	その他	

⑤清掃時間において

ア	いつも一人で掃除をしている	
イ	いつも後片付けをしている	
ウ	みんなが嫌がることをさせられる	
エ	一人だけ離れた所において、掃除をしない	
オ	その他	

⑥部活動において

ア	部活動を休むことが多くなる	
イ	部活動終了後、一人で下校する	
ウ	活動の場を与えられない	
エ	参加することをためらうようになる	
オ	突然、部を辞めると言い出す	
カ	遅刻して参加するようになる	
キ	終了時間がその子だけ遅くなる	
ク	部活動の話題を避けるようになる	
ケ	その他	

⑦その他の生活において

・身体の変化

ア	顔や身体に傷やあざがある	
イ	身体の不調を訴える	
ウ	食欲が減退する	
エ	頻繁に保健室に行くようになる	
オ	神経症的な腹痛、頭痛、下痢、脱毛等が表れる	
カ	チェック症状がみられる	
キ	その他	

・頭髮、服装の変化

ア	服に汚れや傷みが目立つようになる	
イ	髪形が変化し、目立つようになる	
ウ	その他	

・持ち物について

ア	上靴や下靴、体育館シューズ等が隠される	
イ	持ち物がなくなる	
ウ	持ち物に落書きされる	
エ	教科書やノートが破られる	
オ	他の生徒から教科書等を借りようになる	
カ	お金を頻繁に持ち出すようになる	
キ	ノートを使わなくなる	
ク	整理が乱雑になる	
ケ	その子の物だけが壊される	
コ	刃物などの危険なものを所持するようになる	
サ	その他	

・その他の変化

ア	提出物が期限内に提出されなくなる	
イ	筆記する文字が乱雑になったり、筆圧が弱くなる	
ウ	板書事項を写さなくなる	
エ	ノートや作品にいたずらが見られる	
オ	日記や作文の記述内容に変化が見られる	
カ	学習成績が下降し始める	
キ	その他	

・公共物等

ア	机、椅子、ロッカーに落書きやいたずらの跡がある	
イ	黒板や教室の掲示板、壁等に落書きが書かれる	
ウ	トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる	
エ	その他	